

福生市男女共同参画情報誌広告掲載取扱要領

平成17年4月1日決定

平成19年4月1日改正

平成20年4月1日改正

平成22年4月1日改正

平成23年4月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、福生市（以下「市」という。）男女共同参画情報誌「あなたとわたし」（以下「情報誌」という。）に掲載する広告の取扱いについて定めることにより、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告内容)

第2条 広告掲載できる内容は、市民生活に関連したもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 掲載紙の目的、公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の営業に該当するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (4) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (5) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容のもの
- (6) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (7) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (8) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人事募集に関するもの
- (9) 市が行おうとしている施策及び計画を阻害するおそれのあるもの
- (10) 差別、偏見、又は不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (11) あたかも本誌が推奨しているような表現のもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載誌の広告内容として適当でないと認めるもの

(広告掲載の申込みをするものの資格)

第2条の2 広告掲載の申込みをするものが、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市税（以下「市税」という。）を滞納している場合は、広告掲載はできないものとする。

(広告の規格、掲載位置及び掲載料)

第3条 広告の規格、掲載位置及び掲載料は次の表のとおりとする。

| 規格 (縦×横) | 掲載位置 | 刷色 | 掲載料 |
|-----------|------|------------|---------|
| 45ミリ×90ミリ | 裏表紙 | 2色 (色指定不可) | 15,000円 |

(広告掲載の数)

第4条 広告掲載の数は、1回の発行号ごとに2件とする。

(広告の掲載順位)

第5条 掲載する広告の掲載順位は、次の表のとおりとする。

| 順位 | 広告主の種別 | 広告の内容 | 備考 |
|----|---|--------------------------------------|--|
| 1 | 国、政府関係機関、 地方公共団体及びこ れらに類するもの | 業務全般 | |
| 2 | 公社、公団、日本放 送協会等 | 業務全般 (利用者サービ スを目的とすること。) | |
| 3 | (1) 私企業のうち、公益性を有す る企業で、市内に 事業所等を有し、 次に掲げる事業を 営むもの及びNP O法人 ア 火災共済 イ 運輸 ウ 水道 エ 電気 オ ガス供給 カ 新聞 キ 放送 (2) 市内に本店若 しくは支店を有す る銀行、相互銀 行、信用金庫又は 農業共済組合 | 市民生活に役立つもの | 運輸とは、鉄道事 業法(昭和61年法 律第92号)、航空 法(昭和27年法 律第231号)又は道 路運送法(昭和26 年法律第183号) の規定により許可 を受けたものをい う。 |
| 4 | 市内の商店街、市場 又は専門店の連合体 | 業務全般 | |
| 5 | 各種市民団体 | 文化行事 (営利、宗教、 政治又は反社会的なもの を除く。) | |

| | | | |
|---|----------------------------|--|--|
| 6 | その他掲載する広告として妥当であると市長が認めるもの | | |
|---|----------------------------|--|--|

(掲載希望者の募集)

第6条 市長は、広報等により広告掲載希望者を公募するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、前条の表の上位3位に該当するものに対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。
- 3 広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、前条の表に掲げるものに対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。
- 4 広告掲載希望者が複数の掲載枠の利用を希望するときは、これを妨げないものとする。

(広告の申込み)

(広告の申込み)

第7条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込むものとする。ただし、広告掲載希望者が国若しくは地方公共団体又はこれらに類する機関である場合は、第2号に掲げる書類の提出を要しない。

- (1) 広告の原稿又は広告の内容のわかる書類
- (2) 市税の納税状況が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、市長は修正を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 前条に規定する申込みがあったときは、第2条の規定により可否の決定を判断し、次条に規定する広告選定委員会にその内容について付議し、その決定について適正を期するものとする。

- 2 広告掲載位置に二つ以上の同順位の申込みのあった場合は、抽選とする。
- 3 前2項の規定に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。
- 4 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告選定委員会)

第9条 申込みに対する可否の決定に適正を期するため、広告選定委員会を設置し、次の者をもって組織する。

- (1) 委員長は、生活環境部長とする。
- (2) 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後市長の指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、情報誌編集及び発行上支障があるとき又は広告主が市長の指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき若しくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表1 (第9条関係)

広告選定委員会委員

| | | |
|-----------|-------|-------------|
| 委員 (副委員長) | 生活環境部 | 協働推進課長 |
| 委員 | 企画財政部 | 財政課長 |
| 委員 | 総務部 | 総務課長 |
| 委員 | 市民部 | 収納課長 |
| 委員 | 生活環境部 | シティセールス推進課長 |
| 委員 | 福祉保健部 | 健康課長 |
| 委員 | 都市建設部 | 施設課長 |
| 委員 | 学校教育部 | 庶務課長 |

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。